

財産の取得につき議決を求めることについて (議第 167 号)

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

1. 事業概要

県立高等学校および特別支援学校高等部における1人1台端末による授業を円滑に実現するため、生徒への貸出用のタブレット端末を整備する。

2. 取得する財産にかかる契約内容

取得備品名	数量	金額	契約の相手方
タブレット端末	3,103 台	130,627,970 円	株式会社大塚商会 滋賀営業所